

神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例による

集合住宅建設の手引

＜対象事業＞

開発許可が不要な40戸以上の
長屋又は共同住宅を建設する事業

令和7年4月1日

問い合わせ先

都市局都市づくり課（三宮国際ビル6階）

電 話：078-595-6709

目次

第1章	はじめに	p 1
第2章	対象となる集合住宅建設事業	p 1
1.	開発許可が不要とは	p 1
2.	住戸の数が40戸以上とは	p 2
3.	適用除外	p 2
4.	事業の一体性	p 2
第3章	開発事業計画の策定にあたっての注意事項	p 3
1.	開発事業者の基本的責務	p 3
2.	開発事業区域の選定	p 3
3.	予備的調査	p 7
第4章	集合住宅建設事業において必要となる手続	p 11
第1節	開発事業（変更）審査申出書の提出	p 13
1.	開発事業（変更）審査申出書に添付する図書	p 13
2.	開発事業審査申出書の提出を省略できる場合	p 13
第2節	集合住宅建設事業（変更）審査申出書の提出	p 14
1.	集合住宅建設事業（変更）審査申出書に添付する図書	p 14
2.	集合住宅建設事業審査後の手続	p 14
3.	集合住宅建設事業審査申出書の失効	p 14
第3節	開発事業計画一部変更申出書の提出	p 15
1.	開発事業計画一部変更申出書に添付する図書	p 15
2.	開発事業計画一部変更申出書返却後の再手続	p 15
3.	軽微な変更	p 16
第4節	標識の設置	p 16
1.	標識の仕様及び記入方法	p 16
2.	標識の設置場所及び方法	p 17
3.	標識の設置期間	p 17
4.	標識設置届出書の提出	p 17
5.	標識の記載事項の変更手続	p 18

第5節 住民・地域団体への説明	p 18
1. 説明を要する住民の範囲	p 18
2. 説明を要する事項	p 19
3. 地域団体への説明	p 19
4. 説明の方法	p 19
5. 住民不在時の対応	p 20
6. 住民の意見提出	p 20
7. 住民説明報告書の提出	p 20
8. 住民説明報告書の閲覧	p 21
9. 再度住民説明を行う必要がある場合	p 21
第6節 公共公益施設等管理者等との協議	p 23
1. 協議先・協議内容一覧	p 23
第7節 開発事業承認申請書の提出	p 25
1. 開発事業承認申請書に添付する図書	p 25
2. 開発承認の基準	p 25
3. 開発承認後の手続	p 25
4. 開発承認の取消し	p 25
5. 開発事業承認申請図書の閲覧	p 26
第8節 開発事業変更承認申請書の提出	p 26
1. 開発事業変更承認申請書に添付する図書	p 26
2. 開発事業変更承認申請にあたっての再手続	p 26
3. 軽微な変更	p 27
第5章 その他の手続	p 28
第1節 開発事業の地位の承継	p 28
1. 一般承継	p 28
2. 特定承継	p 28
第2節 開発事業の廃止・開発承認の取消し	p 28
1. 開発事業の廃止	p 28
2. 開発承認の取消し	p 29
巻末資料（Q&A、様式等）	p 30

第1章 はじめに

神戸市では、開発事業の円滑かつ適正な実施を図り、もって良好な都市環境の形成及び公共の福祉の増進に資することを目的として「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例（平成30年6月1日施行）」（以下「条例」という。）を定めています。

本条例では、開発事業の住民への周知並びに公共施設の整備等に関する市及び公共施設管理者等との協議等について、開発事業者が行うべき手続その他必要な事項を定めるとともに、整備基準等を規定しています。

この手引は、条例及び施行規則に定められている内容のうち、集合住宅の建設に関する手続をまとめたものです。本条例の主旨・内容をご理解いただきますようお願いいたします。

第2章 対象となる集合住宅建設事業（条例2条1号ウ）

本条例の対象となる集合住宅建設事業とは、開発許可が不要で住戸の数が40戸以上の集合住宅（長屋又は共同住宅）を建設する事業をいいます。

条例第2条第1号ウ

住戸の数が40戸以上である長屋又は共同住宅（以下「集合住宅」という。）を建設する事業（アに掲げるもの及び法第29条第1項第2号から第11号までに掲げる開発行為として集合住宅を建設する事業を除く。）

1. 開発許可が不要とは

都市計画法（以下「法」という。）第29条第1項の開発行為の許可が不要なもので、以下の場合をいいます。

- （1） 開発事業区域が 500 m²未満であるなどの理由により、「開発事業審査申出書」の提出が不要なもの。
- （2） 開発行為であり、本条例に基づく「開発事業審査申出書」を提出後、二次的な開発行為で、下記の条件を全て満たし、開発許可が不要と判断されたもの。
 - ① 公共施設整備の必要性がない
 - ② 単なる形式的な区画の分割・統合に留まる
 - ③ 一定規模以上の切土、盛土等の造成工事を伴わない

2. 住戸の数が40戸以上とは

予定建築物が集合住宅であり、その計画戸数が40戸以上の事業をいいます。増築、改築、移転の場合は、その部分が40戸以上の場合に対象となります。なお、住戸専用面積30㎡未満のワンルームマンションは、2.6戸で1戸分に換算します。（計画住戸がすべてワンルームタイプなら104戸から対象となります。）

用途が寄宿舍、寮などであっても、キッチン・風呂・トイレが各部屋に備え付けられているなど、建築基準法上、長屋又は共同住宅とみなされる場合は、本条例の対象となります。

3. 適用除外（法29条1項2号～11号までに掲げる開発行為）

以下に該当する開発行為により建設する集合住宅については、本条例の対象外です。

- ・市街化調整区域内の農林漁業の用に供する目的で行うもの
- ・公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行うもの
- ・都市計画事業として行うもの
- ・土地区画整理事業として行うもの
- ・市街地再開発事業として行うもの
- ・住宅街区整備事業として行うもの
- ・防災街区整備事業として行うもの
- ・公有水面埋立法に基づく埋立地として行うもの
- ・非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- ・通常の管理行為・軽易な行為として行うもの

4. 事業の一体性（条例28条、規則19条）

近接している土地において行う2以上の事業は一の建築等計画事業とみなします。一の建築等計画事業とみなした事業が開発事業に該当する場合は、この条例の規定を適用します。

一の建築等計画事業とは・・・

以下のいずれかに該当する場合に、近接している土地において行う2以上の事業を一の建築等計画事業とみなします。

- ① 造成計画に関連があること
- ② 公共施設等の整備計画に関連があること
- ③ 土地利用目的に関連があること
- ④ 近接している2以上の土地が従前から一の建築物の敷地であった等一体的利用がされていた土地であること

※ただし、以下に該当する場合は、一の建築等計画事業とはみなしません

- ①先行する事業において建築物の建築を要し、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に規定する確認を要する場合にあつては、その建築物のうち1以上の建築物について建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付の日から1年を経過した後に、近接している土地において事業を行うこと
- ②先行する事業において建築物の建築を要し、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認を要しない場合又は当該事業において建築物の建築を要しない場合にあつては、先行する事業における新たな土地利用の開始から1年を経過した後に、近接している土地において事業を行うこと

第3章 開発事業計画の策定にあたっての注意事項

1. 開発事業者の基本的責務（条例4条）

本条例では、開発事業者の基本的責務として以下の内容が定められています。

- ①開発事業者は、開発計画について住民等への積極的な周知に努めること等により地域コミュニティの発展に配慮するとともに、まちづくり協定等に整合し、かつ、自然環境及び生活環境と調和するよう開発事業を行うものとする。
- ②開発事業者は、自らの責任及び負担において必要な公共施設及び公益的施設のうち市長が定めるものを必要な位置及び規模で整備するとともに、市が実施する施策に協力し、地域の特質を生かした均衡ある良好な都市環境の形成及び公共の福祉の増進を図るものとする。

2. 開発事業区域の選定（条例15条）

開発事業区域の選定にあたっては、その立地条件、市街化の動向及び将来計画等を把握して定めてください。特に、開発事業区域に以下の地区を含む場合は、事前の調査・確認を行ってください。場合によっては、神戸市との協議に時間を要することがあります。詳細につきましては、(1)～(3)の表に記載した神戸市ホームページをご確認の上、必要に応じて各担当課へお問い合わせください。

(1) 文化財が分布する地区を含む場合 (条例 15 条 1 項, 2 項)

文化財が分布する地区	相談窓口
文化財が分布するとされている地区	文化スポーツ局文化財課 TEL:078(322)5798 (埋蔵文化財以外の文化財について) TEL:078(322)5799 (埋蔵文化財について) http://www.city.kobe.lg.jp/culture/culture/folk/estate/

(文化財とは)

神戸市内には、下記のとおり、多様な文化財がありますので事前にご確認ください。

- (1) 文化財保護法で定義する文化財、埋蔵文化財、伝統的建造物群保存地区
- (2) 兵庫県文化財保護条例で定義する文化財
- (3) 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例で定義する文化財、伝統的建造物群保存地区、文化環境保存区域

など

埋蔵文化財の取扱については、神戸市のホームページ「埋蔵文化財に関する手続きについて」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a21651/business/todokede/kyoikuinkai/ed8410001.html>

なお、神戸市埋蔵文化財分布図は文化スポーツ局文化財課、神戸市埋蔵文化財センターで販売しており、神戸市役所 1 号館 18 階の市政情報室でも閲覧できます。また、「神戸市情報マップ」に埋蔵文化財包蔵地図を掲載しています。

<https://www2.wagmap.jp/kobecity/PositionSelect?mid=70>

(開発事業区域に文化財が分布する地区を含む場合の調査)

開発事業区域として設定する予定の区域に、文化財が分布する地区を含む場合には、あらかじめ必要な調査を行ってください。

(必要な調査後の手続)

調査の結果、文化財が多く分布する地区であることが明らかになった地区については、開発を避けるよう努めてください。

(2) 土砂災害のおそれのある地区を含む場合 (条例 15 条 1 項, 3 項)

土砂災害のおそれのある地区	相談窓口
土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり) 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊・土石流)	建設局森林・防災部防災課 TEL : 078-322-6283 左記の地区については、 神戸市情報マップ および 兵庫県 CG ハザードマップ で確認 することができます。
開発事業の実施に伴い土砂災害警戒区域又は 土砂災害特別警戒区域に該当することとなる 区域 ※1	

※ 1 各警戒区域に該当することとなる区域は建設局森林・防災部防災課にご相談ください。

(開発事業区域に土砂災害のおそれのある地区を含む場合の調査範囲・内容)

開発事業区域に、土砂災害のおそれのある地区が存在する場合には、必要に応じてその周辺区域を含めて調査を行ってください。

★周辺区域や調査の方法とは…

調査範囲は、開発事業区域及び同区域に含まれるもしくは接する土砂災害のおそれのある地区全域とします。

該当区域に関する既存資料の収集、現地踏査などを行ってください。

(調査結果、防災に資する計画及び対策の報告) 規則 16 条

上記の調査結果を踏まえた防災に資する計画及び対策を検討してください。

★対策の実施の例

- ・土砂災害のおそれのある地区を考慮した緑地帯等の配置上の工夫 (防災に資する計画)
- ・斜面崩壊防止工又は砂防堰堤 (防災に資する対策)
- ・周辺避難所・避難経路について購入者に対しての情報提供・啓発

調査結果、防災に資する計画および対策の結果を、神戸市へ報告することとします。

手引の詳細や報告様式、事務の流れ等については、上記相談窓口にお問い合わせください。

(3) 学校施設が著しく不足するおそれのある地区 (条例 15 条 4 項)

学校施設が著しく不足するおそれのある地区	相談窓口
教室の不足を避けるため、暫定校舎（仮設校舎）の設置など可能な対策を行っても、なお教室が不足するおそれのある地区	教育委員会事務局学校支援部 学校環境整備課 TEL:078-984-0691 https://www.city.kobe.lg.jp/a11243/ko-sodate/education/program/kaihatsu-journal2.html

学校施設が著しく不足するおそれのある地区（以下「受入困難地区」という。）については、教育委員会事務局学校環境整備課のホームページで公表し、適宜更新していきます。開発事業区域が受入困難地区かどうか、事前にホームページで確認したうえで、受入困難地区に該当する場合には、担当課に協議してください。

また、現時点では受入困難地区ではありませんが、今後の住宅供給により、受入困難地区になることが懸念される地区（以下「要注意地区」という。）についても、ホームページに掲載しますので、担当課に必ずご相談ください。

(開発事業者との協議内容)

児童又は生徒の急増により受入困難地区で行われる開発事業については、学校の教室不足を避けるため、神戸市より事業者に必要な協力を求めることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

★神戸市からお願いする協力の例

- ・ 開発・分譲の段階的な実施
- ・ ファミリー向け戸数の見直し（集合住宅の場合）
- ・ 学校や校区の状況について、購入者や入居者への十分な事前説明 など

なお、要注意地区についても、学校や校区の状況について、購入者や入居者への十分な事前説明をお願いすることがあります。

3. 予備的調査

「神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例」以外に、都市計画法その他の法令、神戸市の条例などにより、開発事業計画の策定及び工事の実施に関して遵守する内容があります。特に、以下の内容に関しては、計画を策定するまでに事前の調査・確認を行ってください。

詳細については、下記の表に記載した神戸市ホームページ等をご確認の上、必要に応じて各担当課へお問い合わせください。

項目	内容	相談窓口
用途地域 【根拠法等】 都市計画法	・開発事業の実施にあたっては、予定建築物等が用途地域や地区計画の制限に適合していることを神戸市情報マップで確認してください。 ・地区計画、建築協定、まちづくり協定、景観計画区域等に含まれる場合には、関係課にご確認ください。	都市局都市計画課 TEL:078-595-6710 <神戸市情報マップ（用途地域）> https://www2.wagmap.jp/kobecity/Agreement?IsPost=False&MapId=1&RequestPage=%2fkobecity%2fPositionSelect%3fmid%3d1
都市空間向上計画 【根拠法等】 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」	特定の区域における3戸以上もしくは1,000㎡以上の住宅の開発・建築、または特定の区域において誘導施設を開発・建築等する場合に届出が必要となります。	都市局都市計画課 TEL:078-595-6703（計画内容） TEL:078-595-6711（市街化区域届出） TEL:078-984-0385（調整区域届出） <神戸市情報マップ（神戸市都市空間向上計画）> https://www2.wagmap.jp/kobecity/Agreement?IsPost=False&MapId=9&RequestPage=%2fkobecity%2fPositionSelect%3fmid%3d9
大規模集客施設 【根拠法等】 神戸市大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例	① 物品販売業を営む店舗、②飲食店、③映画館、劇場又は観覧場の用途に供する建築物の新築、増築、用途変更で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超える場合、交通協議や手続等が必要となります。	都市局都市づくり課 TEL:078-595-6709 https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/shise/jore/reiki/daikibojourei.html
宅地造成、特定盛土等 【根拠法等】 宅地造成及び特定盛土等規制法	造成及び擁壁の設計・施工は、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」の技術基準に基づいて行ってください。	建設局森林・防災部防災課 TEL:078-322-6089 https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/business/kaihatsu/takuzokyoka/moridokiseihou.html

集合住宅建設の手引

項目	内容	相談窓口
景観保全	・住吉・御影エリア、山の手住宅地における景観保全について ・東部山麓住宅地景観ガイドラインについて	都市局まち再生推進課 TEL:078-595-6725, 6726
公害等の防止 開発事業の実施にあたっては、以下の項目に該当する場合、法令等に基づく届出・手続き等が必要となる場合があります。必要な届出・手続き等を行い、規制基準を遵守してください。 ※「兵庫県条例」とは、環境の保全と創造に関する条例を指します。		
【根拠法等】 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・兵庫県条例	・解体作業や建設作業を行う場合	環境局環境保全課 TEL:078-595-6222, 6223 https://www.city.kobe.lg.jp/business/todokede/kankyokoku/index.html
【根拠法等】 ・土壌汚染対策法 ・瀬戸内海環境保全特別措置法 ・水質汚濁防止法 ・浄化槽法 ・兵庫県条例	・土地の形質の変更を行う面積が3,000㎡以上の場合（土壌汚染対策法の適用） http://www.city.kobe.lg.jp/life/recycle/environmental/cleanup/dojo8.html ・浄化槽を設置する場合	環境局環境保全課 土壌汚染 TEL:078-595-6226 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/dojyou.html 水質汚濁 TEL:078-595-6223 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kankyohen/cleanup/form.html
【根拠法等】 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例	・廃棄物の指定区域（廃棄物の最終処分場の跡地等）で土地の形質の変更を行う場合 ・外部から土砂を搬入し、1,000㎡以上かつ高低差1mを越える土砂埋立て等を行う場合。	環境局事業系廃棄物対策課 指定区域 TEL:078-595-6189 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/shiteikuiki.html 土砂埋立て TEL:078-595-6192 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/business/kankyotaisaku/industry/tokuteijigyo.html

集合住宅建設の手引

項目	内容	相談窓口
【根拠法等】 ・神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例	・住居、学校、病院等の施設に隣接して駐車施設を設置する場合	環境局環境保全課 TEL:078-595-6217 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kankyochozen/noise/jidoshakankyo.jore.html
自然環境・生活環境	1 生物多様性の保全 神戸市生物多様性の保全に関する条例の対象事業（開発事業審査申出書の審査が必要な事業）となる場合は、事業区域内の自然環境の現状を把握し、保全措置を検討の上、工事着手の30日前までに届出を行ってください。	環境局自然環境課 TEL:078-595-6216 https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/kurashi/recycle/biodiversity/tayose-kaihatsu.html
	2 環境影響評価（環境アセスメント） 大規模な開発事業など、神戸市環境影響評価等に関する条例で定める対象事業を実施するにあたっては、必要な環境アセスメント手続を行ってください。	環境局環境保全課 TEL:078-595-6217 https://www.city.kobe.lg.jp/a66958/kurashi/recycle/kankyochozen/assessment/kankyoassessment.html
	3 樹木の保存、表土の保全 （都市計画法第33条第1項第9号） 事業区域が1ha以上の場合	建設局公園部魅力創造課 TEL:078-595-6463 https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/machizukuri/park/kaihatsu.html
	4 風致地区、緑地の保存区域等 規制内容について確認し、必要な許可申請を行ってください。 （風致地区内における建築等の規制に関する条例、緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例等）	建設局公園部魅力創造課 TEL:078-595-6463 https://www.city.kobe.lg.jp/a51321/kurashi/machizukuri/floer/midoriseido/index.html
水道施設	水道施設の位置、形状、寸法及び利用状況等について、下記のシステムで事前に調査を行うよう努めてください。	水道局給水課 ※左記の内容に関しては電話での回答はできません。
	・「神戸市水道閲覧システム」 場所：神戸市中央区橘通3丁目4番2号 水道局総合庁舎3階	お手数ですがご来庁の上ご利用ください。平日9:00～17:00で閲覧できます。

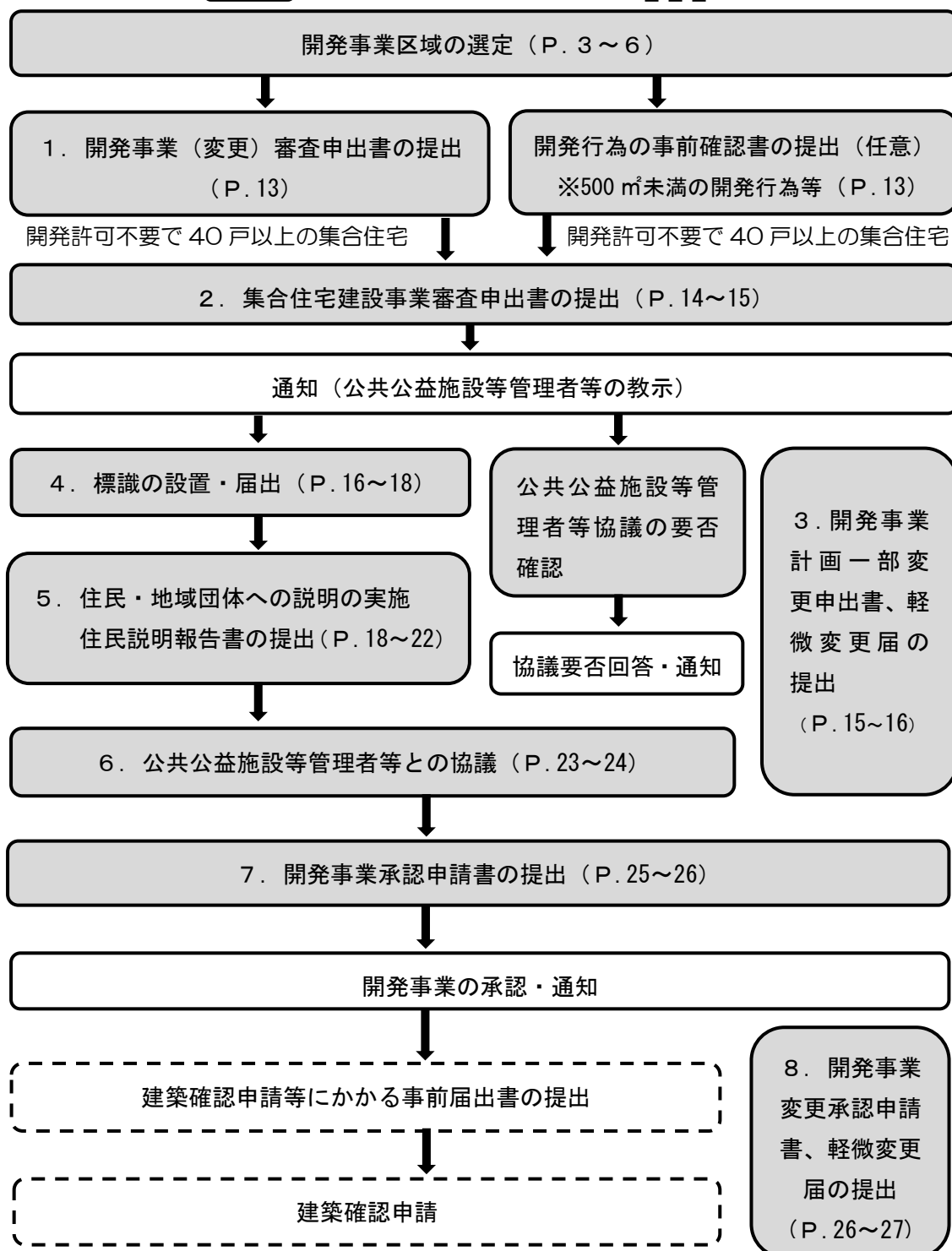
集合住宅建設の手引

項目	内容	相談窓口
	・[神戸市水道Web閲覧システム] https://kwsc.jp/use	問い合わせ窓口： 一般財団法人 神戸市水道サービス公社 閲覧 システム担当窓口 TEL:078-733-5291 受付時間：平日 9:00～12:00、 13:00～17:00 （祝日、年末年始を除く）
下水道施設	下水道施設の位置、形状、寸法及 び利用状況等について、事前に調査 を行ってください。	建設局下水道部計画課 ※左記の内容に関しては電話で の回答はできません。 「神戸市情報マップ」において公 共下水道台帳を公開しています。
神戸市高速鉄道に 近接する事業	西神・山手線、海岸線沿線で近接（概 ね 30m 以内）して事業を計画する場 合は、事前に近接施工協議を行って ください。	神戸市交通局高速鉄道部施設課 計画係 TEL：078-984-0175 https://www.city.kobe.lg.jp/a65755/kurashi/access/kotsukyoku/subway/kinnsetukyoubi/kinsetsusekou.html
神戸新交通に近接 する事業	ポートライナー・六甲ライナー沿線 に近接(概ね 50m 以内)して事業を計 画するにあたり、事前に近接協議を 行ってください。	神戸新交通株式会社 TEL:078-303-3500

第4章 集合住宅建設事業において必要となる手続

集合住宅建設事業を施行する開発事業者は、「建築確認申請等にかかる事前届出書」の提出前に、開発事業承認を受けてください。開発事業承認申請にあたっては、事前に集合住宅建設事業審査申出書の提出や標識設置、住民説明、公共公益施設等管理者等との協議を実施していただきます。

<手続の流れ> : 開発事業者が行う手続 : 本条例外の手続き



※指定建築物制度について

神戸市では、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」（以下「住環境条例」という。）により、一定規模以上の建築物を「指定建築物」と位置付け、建築主に、標識の設置や住民説明を実施すること等を義務付けています。

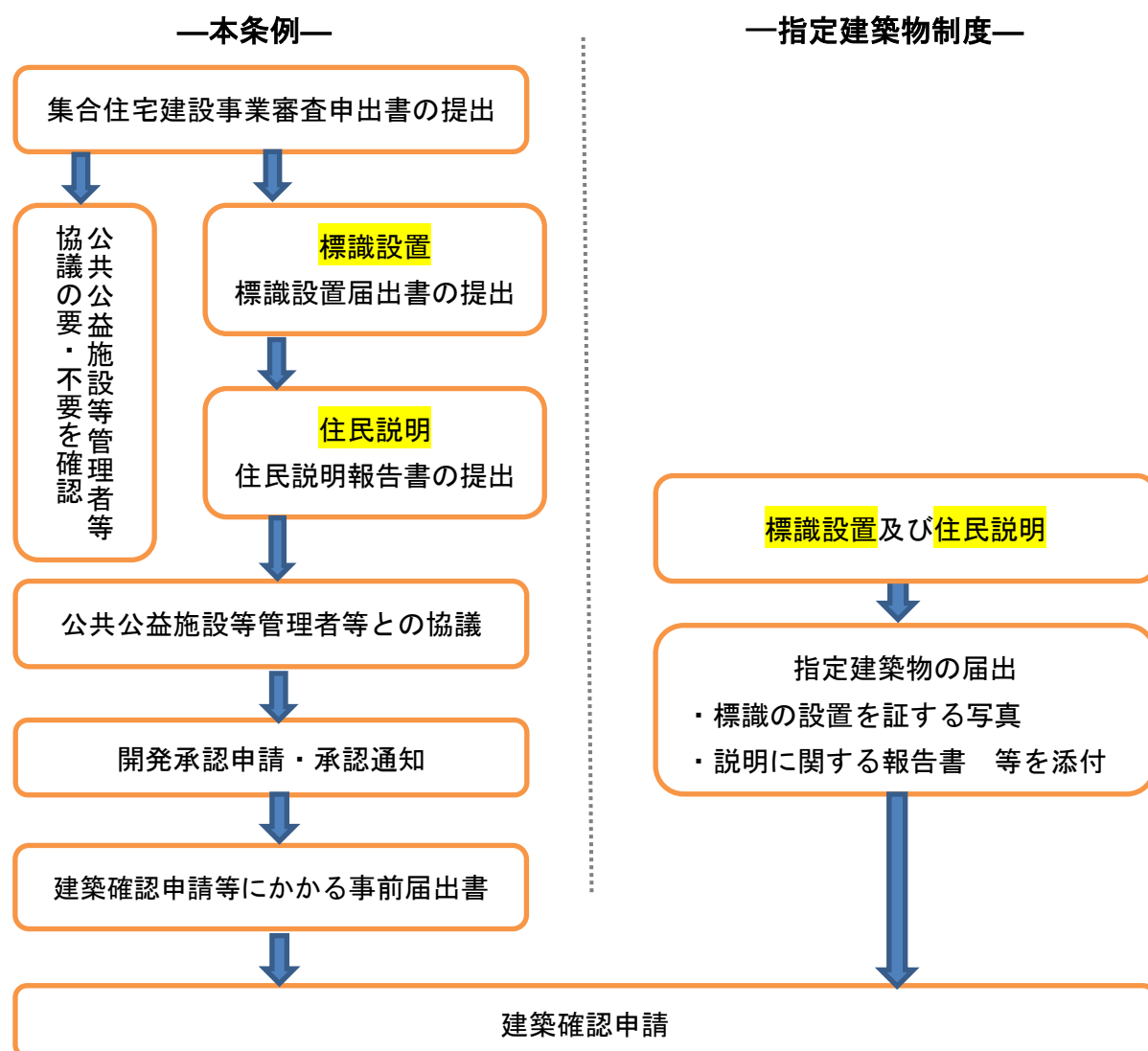
本条例の対象となる集合住宅建設事業の建築物は、原則として住環境条例に基づく指定建築物制度の対象となります。

本条例と住環境条例では制定の趣旨が異なることから、それぞれ説明する内容や方法、様式等が異なっています。指定建築物制度の手続等の詳細については、神戸市 HP：[指定建築物制度 \(kobe.lg.jp\)](http://kobe.lg.jp)の指定建築物建築届の手引きをご確認ください。

＜問合せ先＞建築住宅局 建築指導部 建築調整課 078-595-6548（三宮国際ビル5階）

なお、標識設置や住民説明については、同時に実施していただいても構いませんが、それぞれの条例の内容（方法、手順、様式等）を満たすように実施してください。

＜本条例手続と指定建築物手続の関連＞



第1節 開発事業（変更）審査申出書の提出（条例6条1項、規則6条）

開発事業者が、開発事業区域の面積が 500 m²以上の土地で、建築物の建築等を目的とする事業を計画している場合、当該事業が条例第2条第1号のア（以下「開発事業ア」という。）の開発承認を要する事業であるかについて市の審査を受ける必要があります。（本節2. の場合を除く）

開発事業（変更）審査申出書に次に掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添付して都市局都市計画課（開発事業担当窓口）に提出してください（2部）。

電子申請対応

1. 開発事業（変更）審査申出書【様式第2号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 開発事業計画書	
	(2) 開発事業区域位置図	1/2500
	(3) 公図（字限図）	
	(4) 求積図	1/500～1/1000
	(5) 現況平面図	1/500～1/1000
	(6) 土地利用計画図	1/500～1/1000
	(7) 造成計画平面図	1/500～1/1000
	(8) 造成計画縦横断面図	1/100～1/1000
	(9) 切土・盛土求積図	1/500
	(10) 排水計画平面図（雨水・汚水）	1/500～1/1000
	(11) 河川流域図（開発前・開発後）	1/2500
	(12) 現況写真（カラー）	
	(13) 委任状（必要な場合のみ）	
	(14) その他市長が必要と認める図書	
（注）縮尺は、開発面積により多少変更してもさしつかえありませんが、(5)～(7)、(10)については、同じ縮尺で統一してください。		

2. 開発事業審査申出書の提出を省略できる場合（条例6条1項ただし書、規則6条3項）

次の場合には開発事業審査申出書の提出を省略することができます。

①土地の区画形質の変更がないことが明らかな場合

②当該事業に係る開発行為が法第29条第1項第1号から第4号まで及び第6号から第11号までのいずれかに該当することが明らかな場合

ただし、市長が必要と認めるときは、開発事業審査申出書の提出を省略することはできません。

なお、土地の区画形質に変更がない等、都市計画法の規定に適合していることを開発行為の事前確認書にて確認することができます。

電子申請対応

第2節 集合住宅建設事業（変更）審査申出書の提出（条例6条2項）

（巻末に様式掲載）

開発事業区域の面積が 500 ㎡未満の場合や、開発事業審査の結果「開発事業ア」に該当しないと通知された場合でも、40 戸以上の集合住宅を建設する場合は、本条例の開発承認を要する集合住宅建設事業であるか市の審査を受ける必要があります。

集合住宅建設事業（変更）審査申出書に次に掲げる図書を添付して都市局都市づくり課へ提出してください（2 部）。審査結果は集合住宅建設事業（変更）審査申出書（副本）の返却をもって通知します。

電子申請対応

1. 集合住宅建設事業（変更）審査申出書【様式第3号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 開発事業区域位置図	1/2500
	(2) 土地利用計画図	1/100～1/500
	(3) 造成計画平面図	1/100～1/500
	(4) 造成計画縦横断面図	1/100～1/500
	(5) 切土・盛土求積図	1/100～1/500
	(6) 排水計画平面図	1/100～1/500
	(7) 配置図（1F 平面図と兼用可）	1/100～1/500
	(8) 平面図（屋根伏図を含む）	1/100～1/500
	(9) 立面図	1/100～1/500
	(10) 委任状（必要な場合のみ）	
	(11) その他市長が必要と認める図書 （開発事業（変更）審査申出書の結果の通知の写し等）	

2. 集合住宅建設事業審査後の手続（条例6条4項）

標識を設置した後に標識設置届を提出し、住民説明の手続に進んでください。また、集合住宅建設事業審査申出書（副本）にて教示された協議先各課に、条例第 12 条等の協議の要否を確認してください。

3. 集合住宅建設事業審査申出書の失効（条例6条5項，規則8条）

集合住宅建設事業審査申出書の審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに、開発事業承認の申請をしなかったときは、集合住宅建設事業審査申出書の提出は行わなかったものとみなされます。

ただし、以下の場合はその限りではありません。

①上記の期間が経過する日において次に掲げる手続が継続している場合であって、開発事業者がその旨を市長に届け出たとき

ア．法に基づく都市計画の決定又は変更の決定

イ．神戸市環境影響評価等に関する条例に基づく環境影響評価

ウ．文化財の調査であって市長が必要と認めるもの

エ．関係行政庁との協議であって市長が必要があると認めるもの

②上記の期間が経過する日の前日までの間に、当該開発事業を継続する意思がある旨を開発事業者が市長に届け出た場合において、市長が特にやむを得ないものと認める場合

なお、①または②の届出の翌日から起算して1年を経過する日までに開発事業者が開発事業承認の申請を行わなかったときは、再度①または②の届出を行わなければなりません。

第3節 開発事業計画一部変更申出書の提出（条例7条）

開発事業者は、集合住宅建設事業審査申出書を提出した日から開発事業承認申請を行う日までの間において、開発事業計画を変更しようとするときは、開発事業計画一部変更手続を行う必要があります。

開発事業計画一部変更申出書に次に掲げる図書のうち市長が必要と認めるものを添付して、都市局都市づくり課に提出してください。（2部）

1. 開発事業計画一部変更申出書【様式第12号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 変更箇所説明図	
	(2) これまでに返却した集合住宅建設事業(変更)審査申出書及び一部変更申出書の表紙の写し	
	(3) 開発事業区域位置図	1/2500
	(4) 土地利用計画図	1/100～1/500
	(5) 変更前・変更後図面	
	(6) 委任状（必要な場合のみ）	
	(注) (5)の変更前図面は都市局都市づくり課の受付印が押印してある図面(写)を添付してください。	

2. 開発事業計画一部変更申出書返却後の再手続（条例7条2項）

開発事業計画一部変更申出書の回答を受け取った開発事業者は、条例第8条（標識の設置）、第9条（住民説明の実施）、第10条（地域団体への説明）、第12条（公共施設の管理者等との協議）に定める手続を再度行わなければなりません。ただし、市長が必要でないと認めるときは、その手続の一部又は全部を行わないことができます。住民への再説明の要否については、「第5節 9. 再度住民説明を行う必要がある場合」を参照してください。

条例第12条の協議に関しては、公共公益施設等管理者等の事務を所管する部署を教示しますので、再度各課と協議の要否を確認し、必要であれば協議を行ってください。

3. 軽微な変更

開発事業承認申請前までに、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合には、集合住宅建設事業審査申出書軽微変更届出書【様式第 19 号】に計画の変更内容を説明する図書を添付して、都市局都市づくり課に提出してください（1 部）。標識の記載事項の変更を兼ねる場合は、加えて標識の記載事項を変更したことが確認できる写真を添付してください。

- ①開発事業者又は工事施行者の氏名又は名称の変更
- ②分筆等による地番の変更
- ③開発事業の計画に係る設計者の変更
- ④上記①から③までに掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

<計画の変更内容を説明する図書の例>

- ①開発事業者又は工事施行者の代表者の変更の場合 商業登記簿謄本等
- ②分筆等による地番の変更の場合 不動産登記簿謄本・公図等

第4節 標識の設置（条例8条、規則9条）

集合住宅建設事業審査の結果、集合住宅建設事業に該当する旨の通知を受けた開発事業者は、近隣の住民等に当該開発事業の計画の内容等を周知するため、標識を設置しなければなりません。

1. 標識【様式第6号】の仕様及び記入方法 （巻末に様式掲載）

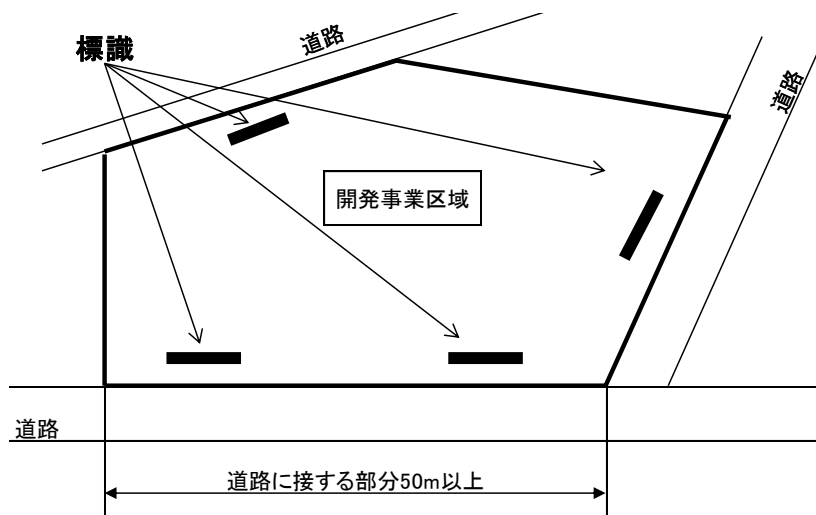
- ・標識は、縦横ともに 90 センチメートル以上とすること
- ・標識は、風雨等にも耐える材料を使用し、白地に黒文字で記入すること
- ・建築物の用途（名称）欄には、住戸タイプ（ファミリー又はワンルーム）と戸数を（ ）書きで記入すること
- ・増改築の場合は、建築物の延べ面積、高さ、階段の欄は、増改築に係る部分と増改築後の全体に分けて記入すること

※指定建築物制度に係る標識と兼ねる場合は、標識下欄に以下の文言を記載し、開発承認日まで日付は空欄にしておいてください。

（この標識は、神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例第 8 条第 1 項の規定により設置したものです。（開発承認日 年 月 日）

2. 標識の設置場所及び方法（条例8条1項，規則9条1項）

標識は、開発事業区域が道路に接する部分で公衆の見やすい場所に、設置しなければなりません。（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分、ただし、各道路において道路に接する部分の長さが50メートル以上の場合には2箇所以上に設置してください）また、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければなりません。



3. 標識の設置期間（条例8条1項3号）

集合住宅建設事業に該当する旨の通知を受けた日以降、当該事業に係る工事の施行の日まで設置してください。

4. 標識設置届出書の提出（条例8条2項，規則9条2項）

[電子申請対応](#)

標識を設置したら、標識設置届出書に次に掲げる図書を添付して、速やかに都市局都市づくり課に提出してください。（1部）

この届出を行わなければ、次の住民説明の手続に進むことができません。

標識設置届出書【様式第13号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 開発事業区域位置図	1/2500
	(2) 標識の設置状況及び記載事項が確認できる写真	
	(3) 標識を設置した位置及び前号の写真撮影方向を明示した図面	
	(4) 委任状（必要な場合のみ）	
※標識の写真は、遠景と近景の両方を添付してください。		

5. 標識の記載事項の変更手続 (条例8条3項, 規則9条3項)

開発事業者は、標識設置届出書を提出した後に、標識の記載事項に変更があったときは、速やかに記載事項を変更するとともに、標識設置変更届出書に次に掲げる図書を添付して、速やかに都市局都市づくり課に提出してください。(1部)

標識設置変更届出書【様式第14号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺 (標準)
	(1) 開発事業区域位置図	1/2500
	(2) 記載事項を変更した後の標識の写真	
	(3) 委任状 (必要な場合のみ)	

第5節 住民・地域団体への説明 (条例9条, 10条, 規則10条)

開発事業者は、標識設置届出書を提出した日の翌日以後遅滞なく、開発事業の計画の内容等に関する説明を、下記の範囲の住民に対して行わなければなりません。

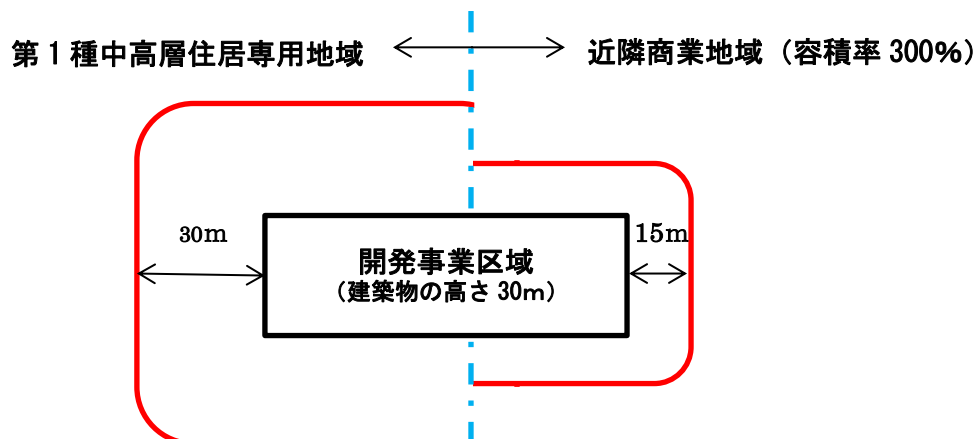
なお、住民とは、「建築物の全部若しくは一部を占有し、若しくは所有する者又は土地を所有する者」をいいます。(条例第2条第8号)

1. 説明を要する住民の範囲 (条例9条1項2号)

説明を要する住民の範囲は、開発事業区域の境界から建築物の高さ分までの範囲内の住民です。ただし、開発事業区域が次に掲げる地域に属する場合は、開発事業区域の境界から15mの範囲内の住民です。

- ・ 商業地域
- ・ 近隣商業地域 (容積率 200%を超える区域に限る)
- ・ 工業地域
- ・ 準工業地域 (容積率 200%を超える区域に限る)

<説明範囲の例>



2. 説明を要する事項（規則 10 条 2 項）

説明事項	主な使用図面	説明内容の例
開発事業区域の位置、形状及び面積	開発事業区域位置図	開発事業区域の地番、場所面積等
開発事業区域内の土地の利用に関する事項	土地利用計画図	予定建築物の用途、配置、車両乗入れ口の位置等
予定建築物等に関する事項	開発事業計画書	予定建築物の階数、戸数等
公共施設等に関する事項	土地利用計画図	道路、公園、ごみ等の集積施設等
宅地造成又は特定盛土等に関する事項	造成計画平面図 造成計画縦横断面図	擁壁の有無、計画地盤高等
開発区域外への排水計画に関する事項	排水計画平面図	排水（雨水・汚水）ルート等
開発事業工事に関する事項	開発事業区域位置図 開発事業計画書	予定している工期、作業日時帯、ダンプトラック等の搬入出頻度、台数、通行ルート等 ＊未定の場合は確定後の周知方法
意見提出に関する事項		提出方法、提出先（電話番号、E-mail アドレス、住所等）
説明内容に対する問い合わせに関する事項		問い合わせ先（電話番号、E-mail アドレス、住所等）

3. 説明の対象となる地域団体の範囲（条例 10 条、2 条 9 号、規則 3 条）

開発事業者は、1. の住民が属する地域団体（自治会、婦人会、まちづくり協議会、防災福祉コミュニティなど）から当該開発事業計画の内容等について説明を求められたときには、速やかに説明会の開催、書面の提供その他適切な方法により説明を行ってください。

4. 説明の方法（規則 10 条 1 項）

住民説明は、原則として、説明会又は戸別訪問による面談の方法で行ってください。ただし、感染症対策等の理由により、地元自治会等の地域団体と協議の上、説明資料の投函その他の方法によることもできます。その際、住民の問い合わせや意見提出の機会を十分に確保してください。

共同住宅等に対して住民説明を行う場合には、説明会または戸別訪問をするか、管理会社や管理組合と相談の上、説明方法と日時を決定してください。

説明会を開催する場合は、曜日・時間帯に配慮し、複数回説明会を行うなど、より多

くの住民が説明会に参加できるようにしてください。戸別訪問についても、同様をお願いします。

土地所有者または建物所有者が建物占有者と異なる場合は、次の方法により上記説明に代えることができます。

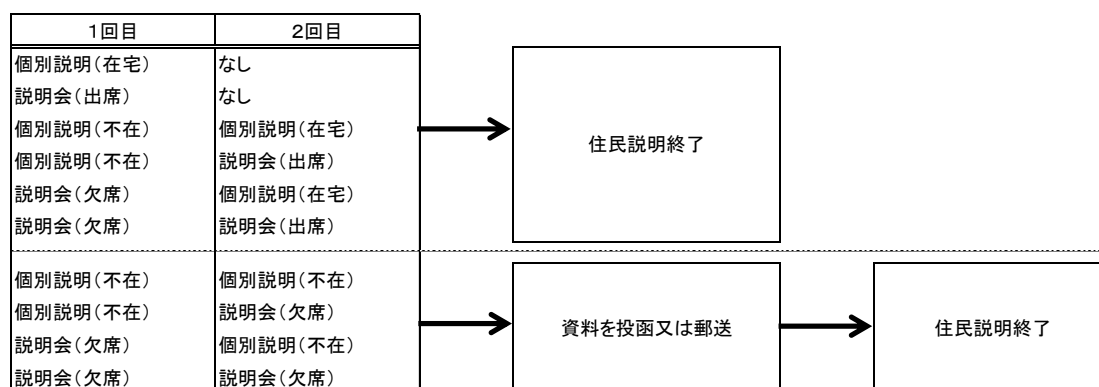
- ・電話番号が分かる方：電話による説明を行ったうえで資料を郵送
- ・電話番号が分からない方：説明書きを添えて住所地に資料を郵送

なお、説明に当たっては住民が開発計画に納得できるよう丁寧な説明を行い、誠意を持って話し合いを行ってください。

5. 住民不在時の対応

説明会の欠席者や戸別訪問での不在者については、再度説明会又は戸別訪問を行い、2回の説明はそれぞれ異なる日に実施し、2回の説明のそれぞれの時間帯を変えたり、2回のうち1回を休日に行ったりするなど直接面談できるよう最大限努めてください。

2回とも欠席や不在で説明できなかったときは、説明資料を郵送又は投函してください。



6. 住民の意見提出(条例9条2項)

1. に該当する住民は、住民説明を受けた日の翌日から起算して10日以内に、当該開発事業計画に関する意見を開発事業者に提出することができます。意見の提出方法等については、住民説明の際に住民に周知するようにしてください。

7. 住民説明報告書の提出(条例9条3項, 規則10条3項)

電子申請対応

開発事業者は、住民意見の提出期間経過後、条例第12条に規定する協議までに、住民説明報告書に次に掲げる図書を添付して、都市局都市づくり課に2部(正副)及び窓口閲覧用1部(添付は位置図のみ)を提出してください。報告書には、住民の開発事業計画に対する意見に対する開発事業者の見解を記載してください。

住民説明報告書【様式第7号】に添付する図書

添付書類	図面名称
	(1) 説明対象者の範囲を示した図書（住民説明報告附属調書【様式第7-1号】）
	(2) 住民説明に使用した資料一式
	(3) 委任状（必要な場合のみ）
	(4) その他市長が必要と認める図書

8. 住民説明報告書の閲覧（条例9条4項、規則10条4項）

事業者が提出した住民説明報告書を開発事業承認の通知日まで閲覧することができます。

閲覧場所 都市局都市づくり課（三宮国際ビル6階）

※平日 8：45～12：00、13：00～17：30

9. 再度住民説明を行う必要がある場合（条例7条2項、14条3項、規則10条5項）

開発事業者は、開発事業計画一部変更申出書又は開発事業変更承認の手続を行う場合は、再度住民説明を行わなければなりません。しかし、次に掲げる事項の変更以外は、住民説明を省略することができます。

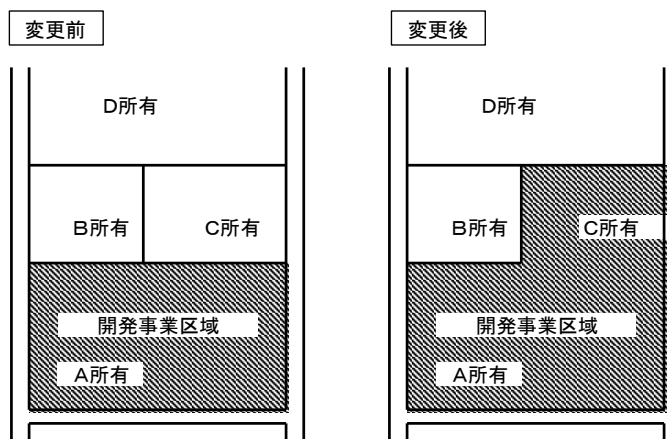
- ①開発事業区域の増加のうち市長が必要と認めるもの
- ②開発事業区域の外周付近における公共施設等（防火水槽、上下水道等の地下埋設物を除く）の新設又は配置若しくは形状の変更のうち市長が必要と認めるもの
- ③予定建築物等の用途の変更

再度住民説明を行う必要がある場合における説明方法としては、説明資料の投函を行うことで足りませんが、住民からの問い合わせ等があれば、しっかりと対応してください。

なお、再度の住民説明を省略することができる場合であっても、変更内容について住民等への積極的な周知に努めてください（条例第4条第1項参照）。

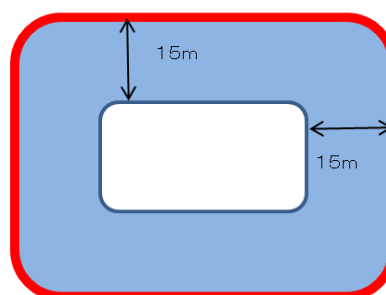
【①開発事業区域の増加のうち市長が必要と認めるものの具体例】

開発事業区域が増加することにより新たに接する土地の所有者が、従前の区域で接していた土地の所有者と異なる場合（右図参照）



【②開発事業区域の外周付近における公共施設等の新設又は配置若しくは形状の変更のうち市長が必要と認めるものの具体例】

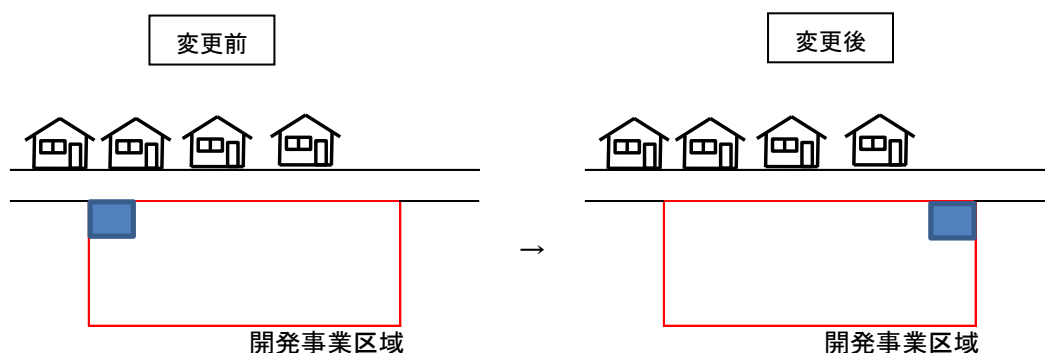
開発事業区域界より区域内 15m までの範囲が「開発事業区域の外周付近」です。(右図参照)



凡例	
	開発事業区域
	開発事業区域の外周付近

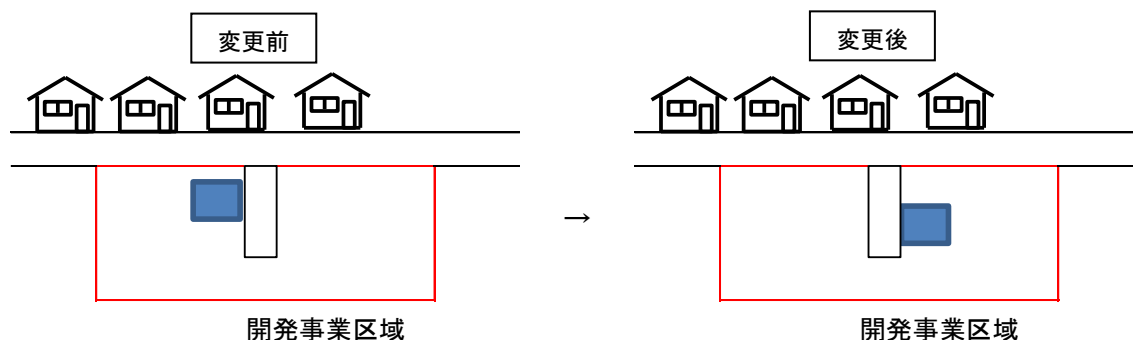
【再度住民説明を行わなければならないものの例】

- ・ 公共公益施設等（ごみ等の集積施設など）の配置の変更



【再度住民説明を行わなくてよいものの例】

- ・ ごみ等の集積施設の配置を敷地外に接していない部分において変更する場合



第6節 公共公益施設等管理者等との協議（条例12条、規則11条）

住民説明報告書の提出を終えた開発事業者は、条例第12条の規定による協議が必要となる協議先各課等と協議を開始することができます。協議の可否については、集合住宅建設審査申出書返却時に教示した協議先各課等に確認してください。

協議を開始する際には、開発事業協議依頼書【様式第8号】に市長が必要と認める図書を添付して協議先各課等に提出してください。必要となる添付書類については、協議先各課等にお問い合わせください。法や条例等の基準に合致する場合には、協議先各課が通知する『公共公益施設等管理者等協議（通知）書』により協議成立となります。

1. 協議先・協議内容一覧

協議を要する施設等		所管課	協議・指導の内容
(1) 道路		建設局道路計画課 (上記の道路管理者以外は別途教示)	道路の計画・線形・幅員及び構造並びに用地の帰属
(2) 公園等		建設局公園部魅力創造課	1 公園施設の種類・数量・配置及び構造並びに用地の帰属 2 道路の植樹帯または植樹ます（街路樹）に関する事
(3) 下水道		建設局下水道部計画課	下水道施設（下水道計画、雨水管路、汚水管路、ポンプ施設、処理施設）及び用地の帰属
(4) 河川		建設局森林・防災部河川課	河川の改修、洪水調整池の設置及び用地の帰属
(5) 水路		建設局森林・防災部河川課 建設局道路計画課	水路の改修及び用地の帰属
(6) 消防水利		消防局警防部警防課	消火栓、防火水槽等の設置及び防火水槽用地の帰属
(7) 消防活動空地等		消防局警防部警防課	消防はしご車等の活動空地及び進入路に関する事
公 益 的 施 設 等	(8) 上水道	水道局給水課	1 給水の可否 2 給水計画・時期及び設計施工 3 工事負担金その他費用負担に関する事 4 ゴルフ場等の開発の場合、下流に水道水源をもつ水道事業体との協議 5 その他必要な事 ※神戸市水道事業の給水区域に限る

集合住宅建設の手引

協議を要する施設等		所管課	協議・指導の内容
公 益 的 施 設 等	(9) ごみ等の集積施設	環境局業務課	ごみ等の集積施設の確保（原則として集積施設用地は引き取りません）
	(10) 学校、幼稚園	教育委員会事務局 学校支援部 学校環境整備課	開発事業の計画人口が 8,000 人以上の場合は、周辺の状況により、施設整備のための用地の確保を求める
		こども家庭局 幼保振興課(幼稚園)	
	(11) 保育所及び幼保連携型認定こども園	こども家庭局 幼保振興課	開発事業の計画人口が 8,000 人以上の場合は、開発事業区域の周辺状況に応じて、施設整備のための用地の確保を求める
	(12) 児童館	こども家庭局 こども青少年課	開発事業の計画人口が 16,000 人以上の場合には、施設整備のための用地の確保を求める ※施設の標準敷地面積は 450 m ² とする
	(13) 地域福祉センター	地域協働局 地域活性課	開発事業の計画人口が 8,000 人以上の場合には、施設整備のための用地の確保を求める ※施設の標準敷地面積は 420 m ² とする
	(14) 交通施設	交通局自動車部 市バス運輸サービス課	開発事業計画に交通施設の記載がある場合に必要な施設基準を指導し、交通事業者との協議を求める
	(15) 集会所	地域協働局 地域活性課	条例第 36 条で定めている基準に該当すれば集会所を設置する ※施設の床面積の算定は規則第 25 条に規定
	(16) 行政施設などの市長が認めるもの	各施設の所管課	区役所・支所、消防署など、開発事業区域の周辺状況に応じて、施設整備のための用地の確保を求める
(17) その他、開発事業に伴う宅地造成又は特定盛土等		建設局森林・防災部防災課	技術基準第 10 章雑則第 113 条に定められている技術基準に適合しているか協議を求める

※協議の結果、公益的施設の用地を確保していただくことになれば、承認申請の前に神戸市と確認書を締結し、工事完了後に神戸市より公益的施設の取得価格を提示します。（ただし、条例等で個別に帰属先を定めている施設は除きます。）

第7節 開発事業承認申請書の提出（条例13条、規則12条）

開発事業者は、開発事業を施行しようとするときは、市長から開発事業の承認（以下「開発承認」という。）を受けなければなりません。公共公益施設等管理者等との協議が終わった後、建築確認の事前届出制度である「建築確認申請等にかかる事前届出書」を提出する日までに、開発承認を得るようにしてください。

開発事業の承認申請は、開発事業承認申請書に次に掲げる図書を添付して、都市局都市づくり課に2部（正副）及び窓口閲覧用1部（添付は位置図・土地利用計画図のみ）を提出してください。

1. 開発事業承認申請書【様式第9号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 開発事業区域位置図	1/2500
	(2) 土地利用計画図	1/100～1/500
	(3) 委任状（必要な場合のみ）	
	(4) 集合住宅建設事業審査申出書に関する意見について（回答）と、回答・対応一覧表	
	(5) 公共公益施設等管理者等協議（通知）書	
	(6) 各公共公益施設等管理者等と協議を行った図書で、協議済みであることが確認できるもの	
	(7) その他市長が必要と認める図書	

2. 開発承認の基準（条例13条4項3号）

条例第15条から第24条、第32条から第38条、第40条の規定及び法第33条に定める開発許可の基準に適合しており、かつ、その申請手続が条例の規定に違反していないと認められる必要があります。

3. 開発承認後の手続（条例13条5項）

開発事業者は、開発承認を受けたときは速やかに、開発事業区域に設置されている標識に、開発承認を受けた旨及び承認年月日を記載しなければなりません。記載後、速やかに標識設置変更届出書を提出してください。

4. 開発承認の取消し（条例13条7項）

開発承認を受けた開発事業者が、その通知を受けた日の翌日から起算して3年を経過した日において、「建築確認申請等にかかる事前届出書」の提出を行わない場合は、開発承認を取り消すことがあります。

5. 開発事業承認申請図書の閲覧（条例 13 条 8 項、規則 13 条）

開発承認後、当該開発承認の申請に関する図書について閲覧の請求があった場合には、開発事業承認申請書及び土地利用計画図を閲覧に供します。

閲覧場所 都市局都市づくり課（三宮国際ビル 6 階）

※平日 8：45～12：00、13：00～17：30

閲覧期間 開発承認の通知をした日の翌日から以下のいずれかの日まで

- ・ 建築基準法第 93 条の 2 で定める建築計画概要書の閲覧を開始する日
- ・ 開発事業の廃止に係る届出をした日
- ・ 開発承認を取り消した日

第 8 節 開発事業変更承認申請書の提出（条例 14 条、規則 14 条、15 条）

開発承認を受けた開発事業者は、開発事業の計画を変更しようとするときは、変更に係る工事の着手までに、市長の開発事業の変更の承認（以下「変更承認」という。）を受けなければなりません。

変更承認の申請は、開発事業変更承認申請書に次に掲げる図書を添付して、都市局都市づくり課に 2 部（正副）及び窓口閲覧用 1 部（添付は位置図・土地利用計画図のみ）を提出してください。

1. 開発事業変更承認申請書【様式第 10 号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 開発事業区域位置図	1/2500
	(2) 土地利用計画図	1/100～1/500
	(3) 委任状（必要な場合のみ）	
	(4) 集合住宅建設事業審査申出書に関する意見について（回答）と、回答・対応一覧表	
	(5) 公共公益施設等管理者等協議（通知）書	
	(6) 各公共公益施設等管理者等と協議を行った図書で、協議済みであることが確認できるもの	
	(7) その他市長が必要と認める図書	

2. 開発事業変更承認申請にあたっての再手続（条例 14 条 3 項）

変更承認の申請をしようとする開発事業者は、事前に条例第 6 条（開発事業審査の申出等）、第 8 条（標識の設置）、第 9 条（住民説明の実施）、第 10 条（地域団体への説明）、

第12条(公共施設の管理者等との協議)に定める手続を再度行わなければなりません。ただし、市長が必要でないと認めるときは、その手続の一部又は全部を行わないことができます。住民への再説明の要否については、「第5節 9. 再度住民説明を行う必要がある場合」を参照してください。

条例第12条の協議に関しては、公共公益施設等管理者等の事務を所管する部署を教示しますので、再度各課と協議の要否を確認し、必要であれば再協議を行ってください。

3. 軽微な変更(条例14条1項ただし書, 4項, 規則15条1項, 3項)

電子申請対応

開発承認を受けた開発事業の計画を変更する場合であっても、次に掲げる場合には、開発事業の変更承認を受ける必要はありません。

軽微な変更該当する場合は、開発事業軽微変更届出書【様式第15号】に計画の変更内容を説明する図書を添付して、都市局都市づくり課に提出してください(1部)。標識の記載事項の変更を兼ねる場合は、加えて標識の記載事項を変更したことが確認できる写真を添付してください。

- ① 開発事業者又は工事施行者の氏名又は名称の変更
- ② 分筆等による地番の変更
- ③ 工事の着手予定日または完了予定日の変更
- ④ 開発事業の計画に係る設計者の変更
- ⑤ ①～④までに掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

計画の変更内容を説明する図書の例

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ① 開発事業者又は工事施行者の代表者の変更の場合 | 商業登記簿謄本等 |
| ② 分筆等による地番の変更の場合 | 不動産登記簿謄本・公図等 |

第5章 その他の手続

第1節 開発事業の地位の継承

1. 一般承継（条例29条1項）

相続人のほか、合併後存続する法人又は合併により設立した法人が、開発承認に基づく地位を承継する場合は、遅滞なく、一般承継届出書を、次に掲げる図書を添付して、都市局都市づくり課に提出してください（1部）。

一般承継届出書【様式第16号】に添付する図書

添付書類	○相続の場合 ・戸籍謄本 ・承継人であることを証する書類 ・相続適格者全員の合意を証する書類
	○合併の場合 ・合併後の会社登記簿の謄本 その他市長が必要と認める書類

2. 特定承継（条例29条4項、規則20条）

一般承継を除き、開発承認を受けた者が有していた当該開発承認に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、特定承継届出書に、次に掲げる図書を添付して、都市局都市づくり課に提出してください（1部）。

特定承継届出書【様式第17号】に添付する図書

添付書類	承継の事実を証する書類（様式第17-1号）
	その他市長が必要と認める書類
	委任状（必要な場合のみ）

第2節 開発事業の廃止・開発承認の取消し

1. 開発事業の廃止（条例30条、規則22条）

開発事業を廃止する場合は、防災措置を講ずるとともに、都市局都市づくり課及び公共施設管理者の指示に従って、遅滞なく、開発事業廃止届出書に以下の書類を添付して、都市局都市づくり課に提出してください。（1部）

開発事業廃止届出書【様式第 18 号】に添付する図書

添付書類	図面名称	縮尺（標準）
	(1) 位置図	1/2500
	(2) 現況平面図	1/100～1/500
	(3) 公共施設等の回復計画図	
	(4) 災害防止計画図	
	(5) 現況写真	
	(6) 委任状（必要な場合のみ）	
	(7) その他市長が必要と認める図書	

2. 開発承認の取消し（条例 31 条）

次に掲げる場合は、当該開発承認又は変更承認を取り消すことがあります。

- ①開発事業者が偽りその他不正な手段により開発承認又は変更承認を受けた場合
- ②第 43 条第 4 項の規定による公表を行った後においても同条第 1 項の規定による勧告に従わない場合
- ③その他、市長が特に必要と認める場合

巻末資料 Q&A

<対象について>

Q 1. 集合住宅以外も対象となりますか？

A 1. 対象となる建築物は、共同住宅及び長屋のみです。寄宿舍や寮、老人ホーム（福祉施設）は対象外となります。ただし、キッチン・風呂・トイレが各部屋に備え付けられているなど、建築基準法上、長屋や共同住宅とみなされる場合は、本条例の対象となります。

Q 2. 増築・改築・移転・用途変更の場合はどうなりますか？

A 2. 「増築・改築・移転」については、その部分が 40 戸を超える場合は対象となります。「用途変更」については、住宅用途以外から共同住宅もしくは長屋に用途変更する場合で、かつ、その部分が 40 戸を越える場合に対象となります。

Q 3. 近接して集合住宅を複数棟建設する場合の戸数はどのように考えますか？

A 3. 複数の事業の工期の重複や、事業者・施工者等が同じなどの理由で事業に一体性があるとみなされる場合は、その合計の戸数が 40 戸以上であれば対象となります。工期を分ける場合も、先行する事業から 1 年経過していなければ、事業に一体性があるとみなし、その合計戸数が 40 戸以上であれば対象となります。

<手続について>

Q 4. 公共公益施設等管理者等との協議の要否確認はどのように行えばよいですか？

A 4. 紙面での審査申出の場合、返却された集合住宅建設事業審査申出書（副本）に教示された各協議先に、副本一式の写し（宛名に各協議先を記載）を提出してください。各協議先から回答書「集合住宅建設事業審査申出書に関する意見について（回答）」が発行されます。この回答書にて要否や留意点等を確認してください。（協議先が神戸市役所でない場合は都市局都市づくり課に相談してください。）

Q 5. 住民説明はいつから着手できますか？

A 5. 本手続の住民説明は、標識設置届出書を提出し受付された日の翌日以後、遅滞なく行ってください。

Q 6. 住民説明終了後、すぐに住民説明報告書を提出し、管理者協議に着手できますか？

A 6. 住民説明報告書は、住民説明実施最終日翌日から起算して 10 日が経過しなければ提出できません。公共公益施設等管理者との協議（条例 12 条）は住民説明報告書の提出後に行ってください。（住民説明報告書を紙面で提出の場合、開発事業協議依頼書に返却された住民説明報告書副本写しを添付する必要があります。）

巻末資料【様式第3号】集合住宅建設事業（変更）審査申出書

様式第3号（第6条関係）

集合住宅建設事業（変更）審査申出書									
年 月 日									
神戸市長 宛									
住 所									
開発事業者									
氏 名									
(TEL)									
神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第6条第2項の規定により申し出ます。 下記の集合住宅建設事業について、貴課のご意見を伺います。									
1	開発事業の名称 条例第2条第1号 ウ の事業								
2	開発事業区域の位置 区								
3	開発事業区域の面積 m^2								
4	都市計画区域及び用途地域	区 域	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域		用途地域				
		高度地区		建ぺい率	%	容 積 率	%	防火地域等	
		そ の 他							
5	事 業 の 目 的 ☐ 自己の居住用 ☐ 自己の業務用 ☐ 非自己用								
6	計画戸数・人口		棟	階	戸	人	7 予定建築物の用途		☐ 共同住宅 ☐ 長 屋
8	住宅の供給計画（時期・戸数） *複数の場合は別紙添付	年 月頃 集合住宅（ファミリータイプ） 戸 集合住宅（ワンルームタイプ） 戸 ※ファミリー（ ）戸＋ワンルーム（ ）戸÷2.6＝ 戸							
9	建 物 概 要	敷地面積	m^2	建築面積	m^2	延べ面積	m^2	その他	
10	開発事業区域の選定に係る事項	文化財が分布する地区		☐ 内 ☐ 外		学校施設が著しく不足するおそれのある地区		☐ 内 ☐ 外	
		土砂災害のおそれのある地区		☐ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・土石流） ☐ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流） ☐ 開発事業の実施に伴い土砂災害警戒区域に該当することとなる区域					
11	設 計 者	住 所				住 所			
		氏 名				氏 名			
		(TEL)				(TEL)			
13	添 付 図 書	①開発事業区域位置図 ②土地利用計画図 ③造成計画平面図 ④造成計画縦横断面図 ⑤切土盛土求積図 ⑥排水計画平面図 ⑦配置図 ⑧平面図（屋根伏図含む） ⑨立面図 ⑩委任状（本人以外が提出の場合） ⑪その他市長が必要と認める図書（開発事業（変更）審査申出書の結果通知(写)等） 【注】①は1/2,500、②～⑩は1/100～1/500の縮尺としてください。							
14	協議確認先	☐ 建設局道路計画課 ☐ 建設局公園部魅力創造課 ☐ 建設局下水道部計画課 ☐ 建設局河川課 ☐ 消防局警防部警防課 ☐ 水道局配水課		☐ 環境局業務課 ☐ 教育委員会事務局学校環境整備課 ☐ 建築住宅局建築指導部建築調整課 ☐ 文化スポーツ局文化財課 ☐ 建設局防災課 ☐ 交通局バス運輸サービス課		☐ 地域協働局地域活性課 ☐ 環境局環境保全課（土壌汚染ライン） ☐ 都市局まち再生推進課 ☐ 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 ☐ ☐			
15	その他必要事項	集合住宅建設事業審査申出書 年 月 日第 号の変更				16 担当者氏名 連絡先		(TEL)	
		開発事業承認 年 月 日第 号の変更							
17	所 見 受付処理欄								受付年月日印
18	集合住宅建設事業（変更）審査申出書の副本を受領しました。 年 月 （代理人氏名） 印								

<注意> (1) 正本1部、副本1部を都市局都市づくり課へ提出してください。
(2) 1～12欄までと15,16欄について記入してください。
(3) 縮尺は、開発事業面積により多少変更しても差し支えありません。
(4) 情報公開請求があった場合は本書（個人の電話番号を除く）及び添付図書（プライバシーや権利に属するものを除く）を公開します。

巻末資料【様式第6号】標識

建築計画のお知らせ		
建築物の敷地の所在及び地番	神戸市 区	
計画建築物	用途	
	住宅の戸数	戸 (ファミリー 戸・ワンルーム 戸)
	工事の種別	
	構造	
	高さ	m
	階数	地上 階 地下 階
	敷地面積	m ²
	延べ面積	m ² (うち容積対象 m ²)
工事着手予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
標識設置日	年 月 日	
建築主	住所	
	氏名	
設計者	事務所名	
	氏名	
	所在地	
施工者	営業所名	
	氏名	
	所在地	
連絡先	名称	
	担当者	
	電話番号	
この標識は、神戸市開発事業の手続及び基準に関する条例第8条第1項の規定により設置したものです。 (開発承認日 年 月 日) この標識において、「ファミリー」とは住戸専用面積が30平方メートル以上の住戸を、「ワンルーム」とは住戸専用面積が30平方メートル未満の住戸をいいます。		

- 備考 1 標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横90センチメートル以上とすること。
- 2 建築主等が法人にあっては、名称及び代表者名を記入すること。

※各種様式等は神戸市ホームページ「集合住宅建設の手続」からダウンロードできます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/takuchitatemono/syuugoujutaku/index.html>